

新型コロナウイルス（COVID-19）による影響について

2022年5月6日現在
ヤマトデータベース協同組合

現在、新型コロナウイルスによる入国について制限緩和が進んでおります。

海外から入国時の対策

日本政府は「水際対策強化に係る新たな措置（27）」に基づき、令和4年3月1日以降、受入責任者（技能実習生の場合は受入れ企業様）の管理の下、観光目的以外の新規入国が認められることになりました。さらに、4月28日よりベトナムがより指定国から除外されたため、中国人実習生含め以下が適用されます。

- ・ 3回以上のワクチンを接種済みの場合・・・入国後待機無し
- ・ ワクチン接種が3回以下の場合・・・・原則、入国後7日間の自宅待機

【注意点】

- ・ ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ製以外のワクチンは有効との扱いなりません。中国人実習生やベトナム人実習生の一部は中国製のワクチンを接種している場合があり、その場合は待機免除の対応になりません。
- ・ ベトナム・中国からの実習生の入国は原則「7日間の待機」が必要となりますが、入国日や移動日は含まれません。実質9日以上の間が必要となります。

水際対策に係る新たな措置について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

これにより、当組合の実習生においても一部入国することが出来ました。今後については、約2年間の入国待機している実習生から順次手続きが完了次第入国となります。

しかしながら、入国待ち実習生が相当数いることから、飛行機便や入国後隔離施設の確保等困難な状況が続いており、まだまだ通常通りの入国となりません。さらに、出入国時のPCR検査で入国キャンセルとなってしまうケースもございますので、ご注意ください。

但し、飛行機便は徐々にですが増便されており、出入国時の待機期間もさらに緩和される方向で、日本からの出入国時の懸案事項は改善されていくでしょう。

出入国の手続き等や、現地の感染状況、安全性等がクリアになり現地面接が可能となれば、改めてご案内差し上げますので、今しばらくお待ちください。